

新潟県立中央病院院内保育所管理運営業務仕様書

甲（以下「病院」という。）が乙（以下「受託者」という。）に委託する新潟県立中央病院院内保育所（以下「保育所」という。）の管理運営業務は、下記により行うものとする。

記

1 業務名

新潟県立中央病院院内保育所管理運営業務

2 履行場所

新潟県上越市新南町205番地

3 保育の内容

- (1) 定員 18名とする。ただし、年度途中において甲の都合により利用乳幼児の人数が定員を超える状況が見込まれる場合は、甲乙協議の上、利用人数を別に定める。
- (2) 保育日 年末年始（12月31日から1月3日）を除く月曜日から金曜日並びに第2、第4の土曜日及び連続する日曜日を開所するものとする。ただし、土・日曜日及び祝日の開所は、事前に利用申し込みがあった場合にそれぞれ開所するものとする。
- (3) 保育年齢 0歳（生後2ヶ月）から小学校就学前まで
- (4) 保育時間 基本保育 午前7時30分から午後7時30分まで
夜間保育 午後7時30分から翌午前7時30分まで（10時30分までの延長あり）
実施日は、第2、第4の火曜日及び同一週の木曜日とし、事前に利用申込があった場合に実施するものとする。
※ただし、利用者の勤務の都合により、保育時間を短縮する必要がある場合は、この限りでない。
- (5) 一時保育 1日又は時間を単位に実施
- (6) 給食 別途料金とし、病院が負担する。
- (7) おやつ 別途料金とし、受託者が提供する。

4 管理運営体制

受託者は、保育所運営業務を適正かつ円滑に実施するため、次の手段を講ずること。

- (1) 「新潟県認可外保育施設指導監督基準」を遵守して、保育施設の運営を実施すること。
- (2) 保育に従事する職員（以下「職員」という。）数は、「新潟県認可外保育施設指導監督基準」を満たす人数の保育士を配置すること。
- (3) 保育所運営にかかる豊富な知識と経験を有する者を総括責任者として専任配置し、責任体制を明確にするとともに、病院との連絡及び調整等を行うこと。

- (4) 保育士に欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (5) 保育時間帯について責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくこと。
- (6) 職員に対し保育知識や安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (7) 保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業報告書等により運営状況を病院に報告すること。なお、業務報告の手順、方法、その他管理運営のための各種報告については別に定める。
- (8) 業務受託にあたって、保護者等と保育内容等について十分協議すること。
- (9) 平日の保育時間に利用乳幼児が全くいない場合は、午前9時から午後5時の間に保育士1名を配置する。

5 安全・衛生

受託者は、保育所運営業務に関わる安全・衛生において、以下の項目を遵守すること

- (1) 法令等や施設の特性を考慮した乳幼児及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (2) 防犯対策、緊急時（事故、感染症の発生など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止等のチェックリスト等を作成し、病院及び保護者に提示すること。
- (3) 月1回避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- (4) 施設の火気取締りについては、火気取扱責任者を定め、遺漏のないよう対応すること。
- (5) 「新潟県認可保育施設指導監督基準」に従い、乳幼児（一時保育のみ利用の乳幼児は除く。）に対し年2回の健康診断を実施すること。
- (6) 職員の健康管理を徹底すること。

6 乳幼児の事故への対応

受託者は、乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。病院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。

また、受託者は受託者の賠償責任の有無にかかわらず、乳幼児が被った保育所内での事故、又は保育に起因する事故に対応した保険に加入しなければならない。

7 病院と受託者の役割分担

項 目	病 院	受託者
保育所運営（職員採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
施設の維持管理（日常の施設管理）		○
一時的な災害への対応		○
入所案内等の作成及び保護者会等の開催		○
入所の決定事務	○	
保育料、給食費の徴収	○	
給食の運搬・配膳		○
園児の健康診断		○

8 費用負担

保育所運営業務に係る費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 病院が負担する費用

- ① 建物、設備等の修理及び保守に係る費用
- ② 委託業務に必要な用水、給湯、燃料、ガス及び電力
- ③ その他、(2)に定める費用以外の費用

(2) 受託者が負担する費用

- ① 職員の健康管理に要する費用
- ② 職員の教育訓練に要する費用
- ③ 日常業務に必要な消耗品費
- ④ 電話等の通信運搬費
- ⑤ 園児の健康診断に係る費用
- ⑥ その他、受託者が委託業務遂行のために負担することが相当と考えられる費用

9 備品の維持管理等

(1) 病院が貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(2) 器具、その他保育に必要な全ての機器は、常に整備・点検すること。

10 おやつ代

おやつ代は、受託者が保護者から実費相当額を徴収するものとし、これらの収支状況は常に明確にすること。

11 その他

本仕様書に記載されていない事項については、病院、受託者双方が誠意を持って協議して定めるものとする。